

近世近代対馬における地誌・村明細史料とその編纂

東 昇

はじめに

近世の対馬藩領には、宗家文庫をはじめとする対馬宗家関係資料が現存し、国内最大級の藩政文書群といえる。本資料は、中世から近世にかけて対馬を支配した宗家、対馬藩に関する文書である。これまで対馬宗家の藩政文書に関して、御内書・老中奉書・毎日記の文書管理史、藩主宗家が祖先とした安徳天皇の由緒や陵墓調査などを分析してきた⁽¹⁾。しかし対馬宗家関係資料は、人口や村明細史料などの地域の域情報史料も豊富である。そして全村を一覧できる村明細史料が、近世の「対州郷村帳」から明治前期の郡村誌まで、ほぼ一〇〇年間隔で現存している。そこで本稿では、近世から近代の対馬における地誌や村明細史料と、その編纂の実態について分析する。特に、明治一〇年代に全国でまとめられた郡村誌（皇国地誌）の編纂過程に、近世の地誌や情報がどのように利用・継承されているかを考えてみたい。著者は、これまでに京都府下の郡村誌を用いて、八幡・城陽・京都・舞鶴市を対象に、梅や桐などの変遷を分析したが、編纂過程については言及できていない⁽²⁾。また天草郡において、慶応四年（一八六八）から明治二年（一八六九）までの近世近代移行期に焦点をあてて、こ

の時期の村明細史料の編纂過程と把握された地域情報について分析した。天草はこの時期、長崎府、初期長崎県に属しており、本稿の前段階といえる。天草では、郡会所焼き討ちによる文書の焼失を受け、最初「風土行事書上帳」という郡独自の資料を作成したが、その後は、近世の村明細帳と同形式のものへ変化していく過程をあきらかにした⁽³⁾。

対して各県の郡村誌編纂課程の研究は蓄積されており、ここでは愛媛・埼玉の事例を取り上げたい。まず藤田正の愛媛県の分析では、県の担当者が「地誌下調科目」を事前に各村へ下付し、短期間の実地見分を行った⁽⁴⁾。そのため「村誌」編纂は、「地誌下調科目」に依拠したとある。また重田正夫は、埼玉県の皇国地誌の編輯を分析し、近世に編纂された「新編武蔵風土記稿」を全面的に使用していることをあきらかにした⁽⁵⁾。そして県は、①「取調雛形」の一六項目に限定し、一括記入できる項目は県で記入、町村での作業を省略し信頼できるデータを記載、②草稿を基に、県の担当者が廻村し実地に指示を与え成稿した。「新編武蔵風土記稿」がない上州地域は、領主沿革調査を指示し、専門家に調査を任せろべきという地域からの建言や、郡役所委託の失敗などを指摘している。

このような先行研究を受け、1では対馬の近世の村明細史料三点、①元禄一六年「対州郷村帳」、②明和九年（一七七二）「公儀役人廻村二付村々二而答書」、③文久元年（一八六一）「八郷村々惣出来高等調帳」を対象とし、内容と編纂経緯をあきらかにする。2では、まず郡村誌の前提となる、明治五年（一八七二）「地理図誌」編纂を概観し、つぎに郡村誌編纂文書群と郡役所や戸長からの差出書類の内容を分析し、編纂過程と神社・物産の記述、近世の地誌利用と新たな歴史が記録される実態をみていきたい。

1 近世の地誌・村明細史料の変遷

1-1 対馬と史料の概要

まずこれらの史料を分析するための前提となる対馬の歴史と史料の概要を述べる。

対馬は、古代より一国、上^{かみあがた}県・下^{しもあがた}県郡の二郡で構成され、中世から近世にかけて宗家が支配を続けた旧族居付大名の領国である。近世、宗家を藩主とする対馬藩が支配しており、村数は一一〇村前後で推移していた。近世の対馬国内は八郷に区分され、上県郡に豊崎・佐護・伊奈・三根郷、下県郡に仁位・与良・佐須・豆殿郷があった。元禄一二年（一六九九）の郡制改正により八郡を改め郷名にしたが、このとき上県・下県の郡名を復活している⁶⁾。

対馬の地理・経済的な特徴として、①対馬国内は無高、②本州や九州から隔絶され海に囲まれた島、③藩財政は主に日朝貿易から収入を得ていたことがあげられる。そして対馬藩の土地制度は石高制ではな

く、近世初期蒔高制を採用し、寛永一二年（一六三五）の検地以降、独自の制度である間高制に変更した⁷⁾。耕地が少ない対馬では、山野を耕地とする木庭作（焼畑）が中心となり、面積を的確に把握できなかった。そのため蒔種を基準と木庭を上々・上・中・下と等級に分類、収穫物にかかわらず麦物成と免を統一した。この間高制では、上々田一町〓一間〓蒔種一石、上々島一町〓一間〓蒔種一石五斗、一間〓四尺と換算する。

九州の北に位置する対馬は、南部の府中（厳原）が、城下町・港として中心的な存在であり、そこを結節点として人や物が九州本土と往來した。対馬北部の対岸には朝鮮王朝の釜山があり、対馬藩は和館を設置、藩士や町人が常駐し日朝貿易を行っていた。日朝貿易は、国内産品を京都・大坂、中国・オランダの輸入品を長崎から仕入れ朝鮮へ輸出し、朝鮮から人参などを輸入し、国内へ販売する中継貿易であった。このように、近世日本において特殊な経済構造であった対馬の村落を分析することは、近世日本経済を考える上で、また、解放された市場への対応可能性を有した国内の他地域と比較する上でも重要である。

対馬における近世の村明細史料は、①元禄一六年「対州郷村帳」、②明和九年（一七七二）「公儀役人廻村二付村々二而答書」、③文久元年（一八六一）「八郷村々惣出来高等調帳」の三点が現存する。いずれも長崎県立対馬歴史民俗資料館の宗家文庫に所蔵される。村明細史料とは、各村の人口・生産情報を網羅的に記した文書であり、いわゆる各村毎の明細帳の記述内容を、郡や藩単位でまとめたものである⁸⁾。

各史料は編纂目的が違うため項目の相違があり、全項目間の比較は難しい。しかし人数・家数に関しては全史料、牛馬は①および③に、また主要な移動手段の船が①に記載され、明治期の郡村誌との比較も可能である。その他、対馬藩士陶山訥庵（一六五七～一七三二）がまとめた「口上書覚」に、対馬国内の人口変遷が三六年分（一六七七～一七二二）記録され、藩の政策に活かされている。

また対馬にはいわゆる記述的な地誌も存在する。「津島紀略」は陶山訥庵が著し、元禄二二年に序、享保三年（一七一八）増改し、対馬の地理・歴史をまとめている。「津島紀事」は、対馬藩士平山東山（一七六二～一八一六）が、一九世紀初期に編纂した地誌・歴史書である。朝鮮通信使の聘礼準備のため文化三年（一八〇六）来島した幕府の土屋廉直の命により、対馬の地誌・歴史を編纂した。⁹⁾ いずれも各村の状況を数値ではなく文章体の伝統的な地誌様式で記している。例えば「津島紀事」佐須郷久根村は、名義、地理、山岳、神社、寺社、廃寺の項目がある。名義―村名の由来、地理―各村への方向・距離、村の歴史、山岳―歴史や祭礼などの習俗、神社・寺社―各神社の祭神、由緒、立地が記される。¹⁰⁾

1―2元禄一六年「対州郷村帳」と人口

「対州郷村帳」は、陶山訥庵が編輯し、成立は、序によると元禄二二年、内容は元禄一六年の記録（普及本）とされている。¹¹⁾

収録された項目は、村名・郷・田畠木庭の物成、家数・社寺、人数・給人・公役人・肝入・獵師、牛馬、船である。村数は八郷全体一一〇

村で、各郷では豊崎一七、佐護八、伊奈一六、三根一〇、仁位一八、与良三〇、佐須九、豆酸三村となる。各郷の村数は幅があり均等ではなく、集落の自然条件など、それぞれの地域性に応じて村切り設定されたものと考えられる。元禄期以降、久根村の枝村が久根浜として分村、また枝村として含まれるなど、各史料の村数は移動する。また生産力といえる田・畑・木庭（焼畑）の石高をみると、佐護は八村で三九三八・八八九石、与良は三〇村で三三三四・一六二石と、単純に村数と生産高は比例しない。これは海に囲まれた対馬の耕作地の少なさが原因であり、特にリアス式海岸の浅芽湾を範囲とする与良郷は、田畑木庭による生産が少なかったと考えられる。

全体を合計すると、田畠木庭石高二万四六一一石、物成六一五三石、家数三五一六軒、内神社一一五軒、寺院一四二軒、人数一万五二四九人、内給人二五七人、公役人一七〇五人、肝入一四二人、獵師八八五人、牛一六五七頭、馬一三五五頭、船七三五艘となる。物成は中原村が琴・舟志両村内に含まれる以外は、全村記載される。また郷単位の合計しかないが、物成は石高の二五%と当時の対馬国内一定の割合である。間高制の間Ⅱ四尺の換算方法も、定率の物成と関係していると考えられる。¹²⁾ そして家数は全村分、人数は五根緒・鰐浦・恵古・友谷・瀬田・下原六村が欠損している。同時期の人口は、後述する陶山訥庵「口上書覚」によると郷村は一万六〇三八人であり、八八九人の差は欠損六村分と考えられる。そのほか給人以下の項目は、欠損ではなく、存在の有無により記載されたと判断した。注記として枝村や村組が「枝村・在家」とあり、佐須奈村の在家として大戸・日吉・大内など記述

される。

「対州郷村帳」をまとめた陶山訥庵は、医者・儒者、郡奉行などを勤め、数多くの農書を記すなど農政家「対馬聖人」としても著名である。「老農類語」などの地方書を著している。陶山は、猪狩令を実施し対馬島内の猪などを駆逐しており、元禄一三年北端の豊崎郷から開始し、宝永六年（一七〇九）南端の豆殿郷で完了した。そのため郷村の生産力が向上している。¹³⁾

その陶山がまとめた「口上書覚」には、一七世紀末から一八世紀初の対馬の人口記録が存在する。¹⁴⁾ この「口上書覚」は、正徳二年（一七一二）、藩の要請に対し、六二カ条にわたって農政全般から知行問題に至るまで旧弊の問題点を指摘している。¹⁵⁾ 初期の人口記録は、寛文五年（一六六五）、二万三九〇〇人（一〇歳以上）、寛文一二年、二万七四七〇人、延宝三年（一六七五）、二万八一一七七人、延宝四年、二万九一一二人と領内全体の人口のみである。延宝五年から正徳二年まで、延宝六年を除いて連続して、城下町府中、それ以外の郷村、銀山と三区分される。その後、貞享四年から生子・死人を追加し、元禄一四年から府中・郷村・銀山の各生子・死人が記録される。延宝七年三万人を超え順調に増加し、元禄一二年最大の三万二七二五人となる。それ以降、ゆるやかに減少し、正徳二年には二万九五〇三人と延宝期水準に戻る。陶山は、郡奉行として郷村の救貧救恤策を実行し、旅人吟味役を置いて上方からの奉公人を禁止して五〇〇〇人を退去させ、農村からの奉公制とした。¹⁶⁾ そのため他国からの流入が減少し、人口全体も減少したと考えられる。

1—3 明和九年「公儀役人廻村ニ付村々ニ而答書」と俵物調査

明和九年八月「公儀役人廻村ニ付村々ニ而答書」の正式名称は、「公儀役人廻村ニ付村々ニ而答書并河内染右衛門応対之覚書、御郡奉行分差出帳面写」である。¹⁷⁾ 前半が村明細の部分、後半は幕府役人に随行し対応した河内染右衛門の対応記録で構成される。河内は先述した対馬藩独特の土地丈量制度の間尺算法（間高制）などを答えている。表紙の貼札には「江戸江写有之」と記されることから、江戸藩邸に写しを送った際の国元表書札方の控と考えられる。

「公儀役人廻村ニ付村々ニ而答書」は、幕府の普請役佐久間甚八と長崎町年寄福田十郎左衛門、同会所元メ役坂根宅助が、対馬八郷の海付きの村を、長崎俵物方の御用のために廻村した際の記録である。延享元年（一七四四）、幕府は長崎町人八名に俵物一手請方を命じ、俵物独占集荷体制を構築し、各地の集荷を行った。¹⁸⁾ この時、佐久間は各村の肝煎・頭百姓を呼び出し質問し、その答えを対馬藩役人が記録した。各村への質問事項は、つぎの七項目にまとめることができる。

① 申年のイリコ（煎海鼠）・干鮑の長崎廻送と、それらの漁を習得する触を承知しているかどうか、② 村の一年間の煎海鼠、干鮑の収穫高、③ フカ（鱧）の収穫、加工、④ スルメ（鰯）・トサカ（鶏冠）・トコロテングサ（心太草・天草）・ブクリヨウ（茯苓）の収穫、⑤ 各村の煎海鼠などを集荷し長崎へ回送する「中買問屋」の有無、⑥ 年貢・人数・家数、⑦ 農閑の稼ぎ、山方の銀稼ぎの様子である。この調査の目的は、長崎俵物の生産把握であり、申年の触（明和元年三月一日）によって、

幕府は各藩へ長崎貿易不振のため俵物生産奨励を指示した。¹⁹⁾この後、天明五年（一七八五）、幕府は長崎俵物一手請方問屋による集荷をやめ、長崎会所の下に俵物役所を設置し、同役所による俵物の直仕入としてゐる。同年幕府は諸国浦々へ普請役を派遣して俵物の自由売買を禁じ、献上品を除いて俵物はすべて俵物役所へ売り渡すことを命じるとともに、値段の固定化と統制の強化をはかった。²⁰⁾

まず廻村期間は八月八〜二〇日の一三日間であり、経路は府中の北、与良郷南室村から対馬の東岸を廻り、一三日、北端の豊崎郷をへて西岸に入り、一九日、南端の豆酸郷、二〇日、与良郷内山村で終了、合計一〇九村である。各村の記載は、つぎのようにおおよそ定式化してゐる。

小船越村

肝煎弥右衛門

八月九日

〳煎海鼠貳拾四五斤程取上申候

〳年貢三拾五俵余

〳人数五拾人程

内枿者拾三四人御座候

〳蛸之儀ハ一切取上不申上候

〳材木等茂商売不仕候

〳家数拾四軒程

〳枿之儀ハ府中へ薪売出し申候

記載も「貳拾四五斤程」「五拾人程」とあり、いずれの項目も数量が余程と記され、二四〜二五石など曖昧な数字が多く、正確な数量か不明である。俵物の生産把握という目的のため、年貢・人数・家数の村の基礎的項目に関しても精粗がみられる。

海付の村九〇村が中心であったが、佐久間が「是迄村々御年貢高等致承知候処、山家之村々抜ケ申候而ハ連続不仕」と依頼があり、村々の肝煎を呼び寄せて情報を収集した。このように、俵物方の御用外の「御年貢・人数・家数」の情報は佐久間自身の留書にのみ記録するとある。必要な情報の選別と担当者以外への流出を懸念した上での報告といえる。海付九〇村についても、三二村は訪問せず各村の肝煎を呼び寄せ情報収集する方法であった。そのため海のない恵古・深山・仁田内・井口・友谷村などはまとめて記され、年貢のみとなり、人数・家数の記録がない。

番号	村名	郷	年貢・石	年貢・俵	家・軒	人・人	煎海鼠・斤	干鮑・斤	漁事	来村月日	質問
58	女連	伊奈	0.7	93	23	168	無	無		8月16日	来年より20斤
59	津柳	三根		60	13	60	無	無		8月16日	
60	青海	三根	48		25	116	無	無		8月16日	干鮑仰付
61	木坂	三根	11		23	149	無	3~4		8月16日	鮑正月2月稼ぎ
62	狩尾	三根	39		22	134	少々			8月16日	申触
63	吉田	三根	100		60	250~260				8月16日	古き事、竹田番匠細工の地蔵堂、舟板名号
64	三根	三根	120		60	290				8月16日	大社古き寺、岸龍庵
65	賀佐	三根	25.63		16	103	2~3	無		8月16日	以前は5.6斤、薪少々商売
66	田	仁位	72		31	178	2~3	無		8月16日	
67	銘	仁位	16		11	70	無	5~6		8月17日	
68	小綱	仁位	59		24	135	無	少々		8月17日	鱧鱈以前は少々
69	大綱	仁位	62		28	156				8月17日	大綱村の方角、海を持たない
70	志多浦	仁位	25		10	77	20	6~7		8月17日	
71	佐保	仁位	59		36	164			鯛所てん草少々	8月17日	山付
72	卯麦	仁位	51.95		30	179	70			8月17日	山稼ぎ農閑に少々、開きいたし者
73	仁位	仁位	96		58	336				8月17日	大き開き、枝村和坂
74	貝口	仁位	51		20	120			少々	8月17日	来春より稼ぎ
75	唐洲	仁位	59		20	144			鯛	8月17日	新材木取り、鮑深海なので海人が必要
76	廻	仁位	69		30	180				8月17日	向後突き習い
77	佐志賀	仁位	28		18	102	10~20	無	鯛漁少々	8月17日	磯稼ぎなし
78	嵯峨	仁位	31		23~24	108	30	無	鯛漁	8月17日	網がなく当年はなし
79	貝鮒	仁位	32		18	104	40			8月17日	秋石とは
80	糸瀬	仁位	8.6		8	56	無	無		8月17日	海鼠年々30-34斤、鮑浦海でなし、鯛も網がないのでなし
81	濃部	与良	10		17	114	30	無		8月17日	煎海鼠値段
82	嶋山	与良	21.6		11	63	70~80			8月18日	以前はとらず、秋石、田、稼
83	竹敷浦	与良		48	27	175	100	無	鯛漁	8月18日	何稼で生活
84	黒瀬	与良		34~35	21	117	20		鯛曳	8月18日	平日の稼ぎ、坂越の田開、物成
85	昼浦	与良	15.5		10	62	10	14~15	鱧鱈少々	8月19日	
86	箕形	与良	6.7		18	80	無	無	鯛曳	8月19日	薪も少し、給人地
87	吹崎	与良	25.75		21	115	20	無	鯛漁少々	8月19日	
88	加志	与良		72	25	134	無	無	鯛漁間々	8月19日	煎り海鼠作間仰付
89	尾崎	与良	14.3		22	243	無	7		8月19日	給人
90	洲藻	与良		25	23	143				8月19日	
91	今里	佐須	61.19		39	307	無	無		8月19日	
92	阿連	佐須	94.925		56	317	無	200	鱧鱈稀	8月19日	間高
93	小茂田	佐須	23.9		33	242	無		鯛漁なし	8月19日	鮑は60才の海人、鱧網、田地
94	下原	佐須	5.045		23	108				8月19日	
95	櫻根	佐須	5.277		33	170				8月19日	銀山、櫻山
96	椎根	佐須	17.68	81	44	244	無	少々		8月19日	間高
97	上槻	佐須	23		21	106	無	僅	鯛2~3本	8月20日	田方
98	久根浜	佐須	30.08		31	183	無	生鮑少々	平鯛	8月20日	田方、作間稼ぎ
99	久根	佐須	55.8		48	281				8月20日	2村、五郎左衛門知行
100	瀬	佐須	15.01		20	96	無	僅		8月20日	山稼ぎ、南北瀬村の境
101	瀬	豆殿		35	10	50	無	少々	鯛少々	8月20日	
102	豆殿	豆殿	156		175	960	無	生鮑少々	鯛漁	8月20日	生鮑代金、間高、観音住持
103	内院	豆殿	10.9		10	48	無	無		8月21日	鱧煎海鼠鮑取習仰付
104	内院	与良	32		30	173	無	無		8月21日	山稼ぎ薪、間高
105	久和	与良	18		15	113	無	無	道具持たず	8月21日	山稼ぎ薪、給人
106	安神	与良	8		20	97	無	無	小魚不取	8月21日	山稼ぎ薪、給人
107	尾浦	与良	2.5		7	54	無	無	道具持たず	8月21日	薪商売、給人
108	久田	与良	17		35	219	無	無	網を持たず	8月21日	薪商売、給人
109	内山	与良	17.8		18	119				8月21日	給人
	合計		3,301.4997	1,537	2,953	15,538	1,708	617			

凡例：空白は記載なし、家・人数合計は幅のある数字の場合、最大値を採用
 出典：明和9年「公儀役人廻村二付村々二而答書」(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、宗家文庫、記録 表書札J①32)

表1 明和9年「公儀役人廻村二付村々ニ而答書」村一覧表

番号	村名	郷	年貢・石	年貢・俵	家・軒	人・人	煎海鼠斤	干鰯・鮑斤	漁事	来村月日	質問
1	南室	与良	11		13	50	少々	少々	鳥賊少々	8月9日	樗・日当たり、船1
2	小浦	与良	15		14	89	同上			8月9日	茶屋・海人・田、船3
3	根緒	与良	15.9		16	94	同上		鳥賊少々	8月9日	年貢・田・山方
4	鷄知	与良			50	290	無	無		8月10日	郷土・樽の浜
5	大船越	与良	25		30	220	300			8月10日	
6	久須保	与良		48	25~26	130	14~15	無		8月10日	所てん草少し
7	犬吠	与良		26	6~7		20	10		8月10日	
8	大山	与良		40	18	90	200			8月10日	
9	緒方	与良		40	23	90	20			8月10日	山稼ぎなし
10	小船越	与良		35	14	50	24~25	無		8月10日	材木・稼ぎ
11	鴨居瀬	与良		70	40	250	300~400	700~800	鮪・平鰯少々	8月10日	春にとこぼし
12	蘆浦	与良	10		13	75	30		鰯漁、鯨取	8月10日	材木薪少々商売
13	賀谷	与良	5		12	60~70	24~25			8月11日	
14	横浦	与良		22	14	85	10			8月11日	舟11
15	鑓川	仁位	19		10	75	40			8月11日	
16	千尋藻	仁位	28		20	180	300	少々	赤いか少々	8月11日	佐野納屋泉州鰯
17	曾	仁位	39		23	140	50~60			8月11日	茯苓は木庭
18	櫛	三根	14		14	50	20~30			8月11日	薪を府中へ
19	佐賀	三根		103	45	190	無			8月11日	年貢殿様・平田
20	志多賀	三根	50		58	230	無	無	干し鳥賊	8月12日	舳以後取り習い
21	小鹿	伊奈		27	16	90	無	無	鳥賊少々	8月12日	
22	一重	伊奈	29		27	100	無	無		8月12日	佐野小鯛釣、木松売り払い
23	葦見	伊奈		51	24~25	115	無	無	鰯漁なし	8月12日	茯苓・所てんなし、御普請所
24	琴	伊奈		60	30	140	無	無		8月12日	舳により2.3寸の生海鼠
25	舟志	豊崎	85		46	237	無	無		8月13日	海鼠は以前少々
26	大増	豊崎		60	30	116	20			8月13日	
27	濱久須	豊崎	17.5		17	76	24~25			8月13日	
28	唐舟志	豊崎		58	22	91	70			8月13日	
29	富浦	豊崎		29	11	84	70	15		8月13日	
30	網代	豊崎	13.1		7	53	10	15		8月13日	
31	五根緒	豊崎		45	118	106	40	50		8月13日	
32	比田勝	豊崎	19.3		17	117				8月13日	
33	古里	豊崎	12.9		9	49	30			8月14日	比田勝の枝村
34	西泊	豊崎		38	25~26	150	14~15			8月14日	
35	泉	豊崎	24		22	158	100	50		8月14日	
36	豊	豊崎	45		44	200	50	30	鰯	8月14日	以前120斤、鹿狩り・旅海人稼ぎで減少、間数
37	鰯浦	豊崎	48.6		62	316	25~26	100	鰯こやし用	8月14日	関所、山稼ぎ薪取
38	大浦	豊崎		39	23	146	30	20	鰯薬用こやし用	8月14日	
39	河内	豊崎	17		19	144	15	20	鰯こやし用	8月14日	請負方への販売
40	西津屋	豊崎	46.1		20	122	13		鰯漁、	8月14日	木の実油少々
41	佐須奈	佐護	158		120	480			秋に鰻	8月15日	海鼠・鮑以前は少々、試みにとる、山稼ぎなし、関所の人員
42	恵古	佐護	88							8月15日	恵古深山一友山でまとめる
43	深山	佐護	80							8月15日	
44	仁田内	佐護	66							8月15日	
45	井口	佐護	40							8月15日	
46	友谷	佐護	50							8月15日	
47	湊	佐護	150		80	300	無	100		8月15日	年貢は夏石・秋石
48	志多留	伊奈		180	50	300	少々			8月15日	刈生に生鮑150、干鮑にはせず
49	伊奈	伊奈	97.5		50	290	少々	無		8月15日	小さい海鼠、物成帳の借用
50	瀬田	伊奈	61.3021							8月15日	瀬田・樗瀧・飼所まとめて書附
51	樗瀧	伊奈	51.34							8月15日	
52	飼所	伊奈	44.5316							8月15日	
53	越高	伊奈	33.9		24~25	101	無	無		8月16日	
54	御園	伊奈	19		10	78	無	無		8月16日	
55	犬ヶ浦	伊奈	20		19	70	5~6	無		8月16日	
56	鹿見	伊奈	0.689	73	42	206~207	無	無		8月16日	
57	久原	伊奈		79	35	132	2~3	無		8月16日	仰付により稼ぎ

表1は全村分であり、家数は一〇九村の内、欠損九村（犬吠・恵古・深山・仁田内・井口・友谷・瀬田・檉瀧・飼所）、数値に幅のある六村（久須保・犬吠・葦見・西泊・腰高・嵯峨、最大数値を採用）を含めて合計すると二九五三軒となる。人数は一〇九村の内、欠損九村（同）、数値に幅のある三村（賀谷・鹿見・吉田、最大数値を採用）を含めて合計すると一万五五三八人となる。元禄一六年「対州鄉村帳」、家数三五〇四軒、人数一万五九八五人と比較すると、家数は五五〇軒減少しているが、人数はほぼ同じである。

本史料の後半は、河内染右衛門が島内各地で答えた「公儀御役人衆応対之覚書」である。対馬北端の鰐浦関所において佐久間からの朝鮮渡口や朝鮮山の見物の希望や、木坂村八幡宮における宝物拝見に対応している。八月一日、佐須奈村において佐久間はつぎのように対馬独自の間高制について質問している。

御当地田舎物成ハ町反を以取立可有之候如何之御取立方ニ候哉、又間尺与申事茂有之様承り申候如何之御算法ニ候哉、如何程古キ御仕来与相聞へ、大答御時代以来承り不申事候、序ニケ様之古キ地方算用者承り置度希存候間、咄を茂被承度候由被申聞候付、元來町反之名目有之町反を以て間尺ニいたし候事ニ而御座候と相答候得共、其算法御用ニ入用者無御座候得共、自分稽古いたし置度候間、御書附被下候様被申聞候付、委細致承知候由申置、当国之儀他国与違ひ被成御覧候通之山国ニ有之候得者物成之仕付方ニ至候而茂他国之通ニ者有御座間敷哉与奉存候、尤上々中下之田畑木

庭共ニ上畠之位ニ直し、一町三反三畝十歩を一間与定メ申たる法ニ御座候、委く書付可掛御目由申置ク

そして八月二一日、河内は間尺算法の書付を佐久間へ差出したとあり、「上々田一間ハ蒔種壹石、但一町」から「下木庭二間ハ蒔種五拾石、但三町三段三畝十歩」まで続く。そして上畠一間は四尺蒔種二石、一尺は五斗、一寸は五升、一分は五合、一厘は五夕、一毛は五才と石高との換算率を示す。対馬藩役人は、公儀役人の質問に対して、土地制度や年貢徴収の基本などを詳細に答えていることがわかる。

河内は四年後の安永五年（一七七六）一〇月一日、つぎ対馬藩の存寄書に登場する。²¹⁾

国内之盛衰者土産之収納、百姓農業之勤惰ニ関りたる儀ニ而、郡中課役等嚴重有之段、国勢可為第一事、然者先般 公義之御書付ニ茂農業之下知方粗暴ニ茂有之候哉与之御疑之御文句茂有之、且ハ嚴重ニ主法を立、今般頂戴之御金并国産之所務を以、何分ニ茂永世取続候様与之御教諭茂有之候得ハ、此以後巡檢 上使等之節、郡中田畠之免相并百姓課役等ニ至迄、精致穿鑿、若被相尋候節、其次第能相分候様有之度、尤郡中も年々仮蓄いたし豊年之有余を以、凶年之不足を補、凶年之節、亦介ニ不相成様令下知候ハ、自然と立行候様可相成事と被存候、就右候而ハ功者之役人江申付、郡中之産物并免之輕重委致吟味、鄉村ニ分上田ニ而免相輕処茂有之、下田ニ而免相重所茂可有之哉之処を致穿鑿、年分之物成相極

候上、郡中新二主法を立、素り近年所作打続、郡中令衰微候段相聞候得者、免相ニ依リ苛法ニ因ミ候様有之候而者、却而国政之妨ニ茂可相成事ニ候得者、是等之意味精密ニ致吟味、漸々年貢等茂相増候様下知方可有之事与存候、依之一宮惣左衛門・河内染右衛門・門江右之掛引切申付候間、精密ニ遂穿鑿、追々具ニ申出候様、尤右之趣申付候付、勤方等大様不吟味之事茂候ハ、其節ハ沙汰ニ可及候間、此旨茂相達可置事

十月

この史料から当時の対馬藩の領内生産に対する政策意図が判明する。「真常院公御実録草稿」という、宗家歴代藩主の事蹟を記録した実録の草稿であり、藩の基本方針を示したものといえる。真常院¹¹対馬藩一〇代藩主宗義暢の代、日朝交易の私貿易の中止により藩財政が危機的状況となったため、幕府から毎年御手当金一万二千両を拝領するようになる。²¹その直後に出された儉約、国産増加政策の藩の存寄書である。今後の藩の盛衰は土産、産物の収納にあり、それは百姓の農業への取り組みにある。そのように導くためには「功者之役人」へ申付、「郡中之産物并免之軽重」を詳しく吟味する。そのため一宮惣左衛門と河内染右衛門を専任掛に任命するとある。特に「意味精密ニ致吟味」「精密ニ遂穿鑿」と、こまかくゆきとどく、精密という言葉で表現している。

一宮は明和四年一〇月から、河内は明和八年一二月から郡奉行に就任している。²³河内の経歴は詳細に判明し、宝暦一二年八月御隠居様

御納戸掛を实体に勤め郡方佐役へ、明和八年一二月三四年間精勤、小役等入念に勤めたため、一生馬廻郡奉行に昇進、安永三年一二月には精勤し永々馬廻となった。実体な人物として郡奉行となり、幕府役人に間尺算法を答えるなど、藩の望む「功者之役人」といえる。このような精密さを基礎にして、村の情報が把握されていたといえる。

1-4 文久元年「八郷村々惣出来高等調帳」

文久元年九月「八郷村々惣出来高等調帳」は、「公儀御役人様御下向ニ付」の理由で、郡奉行所によって作成された。²⁴正式名称は「八郷村々惣出来高、御年貢公役銀并知行人高家数孝行芋出来高牛馬数調帳」である。この公儀役人は、ロシアのポサドニツク号の対馬来航に関連し対馬へ下向した。²⁵ポサドニツク号は同年二月三日、対馬浅茅湾南西に位置する尾崎浦に上陸し、不法占拠、略奪などを行った。イギリスなどの圧力により八月一五日に退去したが、それ以前に幕府は外国奉行他の派遣を決定し、九月二〇日咸臨丸に乗り対馬に來航した。すでにポサドニツク号が退去していたので、幕府は派遣目的を対馬藩から提出されていた移封願の調査に切り替えた。²⁶本史料はその際に作成されたものであった。豊崎郷西津屋村より豆酸郷瀬村まで、一・二村分のデータがあり、各郷の末には出来高他合計を記す。各郷の記載はつぎのように定式化している。

豊崎郷西津屋村

一 初表式百式拾七石四斗四升七合七夕九才 凡出来高

内式拾石六斗七升七合七才 種用

同七斗参升式合 肝煎領

残式百六石参升八合七才

物成五拾壹石五斗九合六才八才

内四拾七石七斗壹升八合九才 上納

同参石七斗九升七才八才 給人知行

一公役銀七百九拾壹匁七分

一家数式拾四軒

一人高百五拾壹人 給人寺社足輕百姓

内男六拾壹人

同女六拾四人

同拾歳已下男女式拾六人

一牛式拾六疋

一馬拾五疋

一孝行芋千六百四拾俵

この調査の目的であった対馬藩の移封願のため、生産力や戸数・人数・牛馬などの村明細情報の把握が実施されたと考えられる。『長崎県史』藩政編に、全八郷の一覽表と解説があり、史料は「醴泉院文書」となっている。⁽²⁷⁾ また『峰町誌』には、町内分が全文翻刻されている。⁽²⁸⁾

表2は全村分であり、全八郷の合計は、杣麦石高三万三三三三石、物成七五三七石、公役銀七四貫二匁、家数三五七七軒、人数一万九七九四人、牛三二四六疋、馬二九六八疋、孝行芋一六万六九五三

俵となる。前半の杣・麦は、米・麦の合計石高と考えられ、藩へ上納する物成以外に、村民の種と村役人肝煎の給米が記録される。西津屋村にはないが、他村では物成の諸引分に、神祭用、家中知行、家中坪付前、給人足輕知行、寺社領、草使、亀谷坪付前がある。公役銀は、寛文四年大浦権太夫の藩政改革による夫役の銀納化であり、四分三を百姓数「公役人」に、四分一を土地所有高に賦課するものであった。⁽²⁹⁾ 孝行芋（サツマイモ）は、陶山訥庵が享保九年老農原田三右衛門を薩摩に派遣し、種と栽培技術を習得させた。そして「粟孝行芋植立下知覚書」を記し、領内に孝行芋を普及させ、元文五年（一七四〇）には一万七八三八俵となった。⁽³⁰⁾ 文久元年には領内全体で一六万七千俵（一俵五〇斤）と二〇年間で約一〇倍に増加し、村に居住する領民二万人の主要な食糧に成長したといえる。

以上、三点の史料の共通数値をあげると、つぎの表3のようにまとめることができる。①から③までの一六〇年間、合計数値のみの比較となるが、石高は一・三五倍、家数は欠損を考慮するとほぼ変化はなく、人数は一・二四倍、牛馬は牛一・九、馬二・二倍といずれもほぼ倍増している。石高と人数はほぼ同じようにみえるが、人数に比べて石高が〇・一ポイント多く増加している点や、孝行芋の本格的な生産には、牛馬の増加が一因と考えられる。⁽³¹⁾ 上記のように、江戸末期と比較対象可能な地誌的な記録が残されているのは明治一八年のものである。そこでつぎに、明治の郡村誌編纂の歴史的背景に関して考察する。

表2 文久元年「八郷村々惣出来高等調帳」村一覧表

番号 単位	村名	郷	粳麦	家	人	男	女	10才以下	牛	馬	孝行芋 俵
			石	軒							
1	西津屋	豊崎	227.44779	24	151	61	64	26	26	15	1,640
2	河内	豊崎	200.6948	23	135	62	61	12	23	20	1,375
3	大浦	豊崎	300.71439	27	168	71	73	24	24	24	1,745
4	鰐浦	豊崎	518.74468	53	354	141	161	52	52	0	3,181
5	豊	豊崎	474.3576	43	257	109	115	33	37	33	2,960
6	泉	豊崎	213.09899	31	187	70	91	26	28	28	2,250
7	西泊	豊崎	212.43512	24	141	56	65	20	23	19	1,675
8	古里	豊崎	107.91044	11	67	29	30	8	9	9	530
9	比田勝	豊崎	232.26134	17	125	38	60	27	14	14	940
10	網代	豊崎	116.97554	12	76	30	35	11	9	8	805
11	富浦	豊崎	124.249	13	70	28	35	7	11	9	995
12	唐舟志	豊崎	254.73998	23	138	52	67	19	22	20	1,600
13	濱久須	豊崎	174.6368	18	107	42	45	20	21	17	1,030
14	大增	豊崎	150.6105	22	134	52	56	26	22	18	1,605
15	五根緒	豊崎	234.46918	25	144	52	75	17	16	0	990
16	舟志	豊崎	579.56197	48	334	127	152	55	63	47	3,480
17	深山	佐護	707.7559	42	254	110	115	29	31	40	1,550
18	仁田内	佐護	660.58225	35	177	84	79	14	34	44	1,700
19	恵古	佐護	707.46913	41	207	91	91	25	37	60	1,850
20	井口	佐護	381.28547	22	119	45	49	25	19	31	950
21	友谷	佐護	529.35242	30	136	57	58	21	25	34	1,250
22	湊	佐護	770.59347	58	320	137	141	42	110	5	2,850
23	佐須奈	佐護	873.5265	93	550	240	250	60	87	63	6,020
24	久須	佐護	114.78728	17	98	39	45	14	21	20	890
25	琴	伊奈	305.90054	38	215	80	98	37	33	28	2,080
26	葦見	伊奈	157.83926	21	131	52	57	22	21	15	1,450
27	一重浦	伊奈	144.70262	23	128	45	49	34	21	20	1,540
28	小鹿	伊奈	130.29618	20	130	46	56	28	14	17	1,260
29	中原	伊奈	-	13	86	36	39	11	22	14	910
30	飼所	伊奈	274.1299	41	238	109	89	40	37	40	2,925
31	瀬田	伊奈	360.30139	60	371	158	157	56	52	57	4,120
32	櫻瀧	伊奈	493.5848	46	253	107	109	37	26	36	2,640
33	鹿見	伊奈	287.13099	41	274	118	115	41	47	23	2,980
34	久原	伊奈	185.95614	30	162	67	78	17	57	1	2,090
35	女連	伊奈	266.73785	30	152	63	68	21	55	2	1,920
36	犬ヶ浦	伊奈	112.51966	18	104	41	52	11	15	0	1,300
37	御園	伊奈	129.82912	22	114	44	54	16	29	0	2,000
38	越高	伊奈	180.15258	21	118	55	44	19	35	7	2,185
39	伊奈	伊奈	397.76444	54	297	125	140	32	60	45	4,800
40	志多留	伊奈	796.92465	66	380	163	170	47	69	47	4,670
41	志多賀	三根	424.32007	49	267	106	105	56	30	25	2,160
42	佐賀	三根	449.4303	49	253	108	107	38	24	21	2,580
43	櫛	三根	85.65612	21	100	43	40	17	12	10	1,500
44	三根	三根	1,124.47174	61	318	131	118	69	41	42	3,500
45	津柳	三根	150.51322	17	87	33	38	16	20	3	1,680
46	青海	三根	253.08964	23	127	54	55	18	15	10	2,280
47	木坂	三根	373.10438	31	156	70	68	18	29	8	3,000
48	狩尾	三根	189.83355	26	150	63	56	31	14	0	1,820
49	吉田	三根	893.21161	49	251	103	111	37	25	15	2,660
50	賀佐	三根	135.69428	20	99	47	36	16	10	5	1,260
51	曾	仁位	441.9276	35	236	99	101	36	48	30	2,287
52	千尋藻	仁位	188.2749	35	195	79	86	30	27	13	2,270
53	鎌川	仁位	142.56704	20	116	45	51	20	16	14	1,180
54	仁位	仁位	1,076.98795	62	320	146	127	47	53	55	3,370
55	和板	仁位	-	9	50	20	20	10	8	9	615
56	糸瀬	仁位	61.52876	11	63	34	21	8	9	10	300
57	佐志賀	仁位	166.27758	22	140	61	62	17	25	3	1,600
58	嵯峨	仁位	151.81148	21	127	57	56	14	20	4	1,600
59	貝鮒	仁位	225.81627	21	132	51	64	17	25	3	650

番号 単位	村名	郷	粃麦	家	人	男	女	10才以下	牛	馬	孝行芋
			石	軒	人			疋		俵	
60	田	仁位	499.77263	45	218	98	93	27	34	24	2,850
61	銘	仁位	111.21642	16	99	39	42	18	12	0	425
62	小綱	仁位	419.38824	29	154	81	55	18	27	1	1,820
63	大綱	仁位	318.74427	25	122	57	49	16	22	9	1,540
64	志多浦	仁位	160.78568	16	73	32	31	10	14	5	750
65	卯麦	仁位	415.97853	30	136	56	61	19	24	18	1,625
66	佐保	仁位	388.76085	32	152	72	53	27	27	21	1,850
67	貝口	仁位	340.4958	24	131	63	52	16	25	0	1,540
68	唐洲	仁位	394.45868	27	175	71	78	26	39	24	1,630
69	廻	仁位	396.0392	37	226	88	102	36	30	25	1,400
70	横浦	与良	151.33264	27	133	54	53	26	19	9	1,700
71	賀谷	与良	70.54498	14	64	28	31	5	14	6	840
72	蘆浦	与良	100.49256	18	103	44	39	20	11	7	600
73	鴨居瀬	与良	227.1833	56	326	141	144	41	30	2	1,118
74	小船越	与良	123.1706	21	122	56	47	19	14	11	500
75	犬吠	与良	99.4326	14	55	25	27	3	5	6	560
76	緒方	与良	93.71401	22	129	52	48	29	16	6	400
77	久須保	与良	130.55103	27	176	66	76	34	20	22	1,230
78	大船越	与良	215.33204	41	179	89	60	30	33	24	2,640
79	濃部	与良	85.48113	23	128	54	55	19	20	0	600
80	大山	与良	225.7105	24	105	44	45	16	18	5	1,200
81	嶋山	与良	122.55408	14	56	26	21	9	15	0	500
82	竹敷浦	与良	109.56347	37	186	82	82	22	28	0	1,150
83	昼浦	与良	74.08724	14	69	26	29	14	5	0	350
84	尾崎	与良	348.9002	44	200	88	83	29	43	54	810
85	加志	与良	408.25755	29	157	71	67	19	29	58	870
86	箕形	与良	62.5192	18	87	38	37	12	9	10	340
87	吹崎	与良	132.32164	20	111	42	54	15	22	19	300
88	黒瀬	与良	94.08792	25	132	55	67	10	17	0	1,920
89	洲藻	与良	300.3146	31	146	55	74	17	22	50	750
90	鶏知	与良	654.45564	63	332	138	139	55	38	43	250
91	根緒	与良	71.1612	16	95	29	39	27	6	16	400
92	小浦	与良	129.54999	25	128	56	48	24	7	20	237
93	南室	与良	49.8762	13	70	30	29	11	3	16	68
94	久田	与良	115.20528	46	248	111	96	41	17	38	1,148
95	尾浦	与良	19.21818	9	55	24	24	7	5	9	77
96	安神	与良	73.32776	25	168	69	71	28	19	23	282
97	久和	与良	140.39651	28	155	67	59	29	9	31	900
98	内院	与良	245.77863	31	170	75	65	30	20	28	980
99	内山	与良	178.64778	25	112	51	47	14	13	22	206
100	今里	佐須	492.3779	53	298	131	129	38	50	100	1,000
101	阿連	佐須	712.59852	56	271	124	119	28	35	87	1,060
102	小茂田	佐須	349.85517	45	241	100	110	31	46	65	920
103	下原	佐須	187.66602	26	111	55	42	14	15	32	192
104	樫根	佐須	125.19038	40	200	85	84	31	35	58	320
105	椎根	佐須	514.0846	49	279	109	119	51	45	135	720
106	上槻	佐須	202.9501	24	116	44	51	21	18	28	192
107	久根	佐須	506.58863	57	327	124	152	51	50	110	530
108	久根浜	佐須	425.83213	40	203	87	90	26	39	42	351
109	瀬	佐須	130.79981	20	111	50	41	20	18	24	126
110	内院	豆酛	72.8097	6	40	13	21	6	5	10	180
111	豆酛	豆酛	1,470.12509	189	1061	463	459	139	189	378	3,780
112	瀬	豆酛	123.07477	13	64	33	26	5	12	27	183
	合計		33,239.30873	3,577	19,794	8,343	8,525	2,926	3,146	2,968	166,953

出典：文久元年「八鄉村々惣出来高等調帳」（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、宗家文庫、記録I郡奉行I10）

表3 近世対馬の村明細史料の数値比較

史料名	対州郷村帳	公儀役人廻村二付 村々ニ而答書	八郷村々惣出来 高等調帳
年代	元禄16(1703)	明和9(1772)	文久元(1861)
村数	110	109	112
石高	24,611*	-	33,240***
家数(軒)	3,504	2,953**	3,577
人数(人)	15,985	15,538**	19,794
牛数(頭)	1,657	-	3,146
馬数(頭)	1,355	-	2,968
注	*: 田畠木庭石高	** : 欠損9村分	***: 粳麦石高
出典	森山恒雄「対馬藩」 『長崎県史』	宗家文庫、記録表書 札①32	宗家文庫、記録I 郡奉行I 10

2-1 明治五年「地理図誌」編纂

明治四年(一八七二)の廢藩置県により対馬国は厳原県となり、同年九月伊万里県に合併、明治五年五月佐賀県と改称、八月には長崎県となった。明治に入って最初の本格的な地誌は陸軍省が実施した「地理図誌」である。「地理図誌」は明治五年四月、陸軍省から各府県に指示されており、長崎県の他に福岡県、愛媛県に現存している。⁽³²⁾

長崎県の「地理図誌」は「長崎県地理図誌」として乾坤二冊構成である。⁽³³⁾内容は、肥前国各郡、壹岐国、対馬国の順番でまとめられているが、対馬国は各村の情報ではなく、各郷単位の記述となる。対馬国の内表紙には、「陸軍省全国地理図誌下調長崎県対馬国部、附対馬国全図一葉、古戦場図式葉小茂田、若田、糠嶽」とある。続いて対馬国全体の概況(木材、牛馬、鉱山、魚禽虫、穀類)、城市村落があり、厳原町から八郷各郷の記述となる。厳原町は、まず歴史、緯度経度、各地への距離、町の大きさ、戸数、人口、牛馬、作物産出、川・港、神社、寺院の項目がある。各郷もほぼ同じで、緯度経度、各地への距離、戸数、人口、牛馬、物品産出、神社、寺院となる。それ以外に後述する安徳天皇陵や小茂田浜古戦場、恵古村碑など、歴史的経緯をまとめた項目が特徴的である。最後に、対馬全体の原野河流、山嶽海岸が続く。最後には、「対馬国郷村方位并里程」があり、各郷、各村の近隣村落との方位と距離が記される。

これらの項目はいずれも、陸軍省の明治五年通達の記載事項に準じていることがわかる。⁽³⁴⁾このなかで数値項目は、緯度経度、各地への距離、戸数、人口、牛馬、物品産出である。特に各郷の物品は「天

造及ヒ人作ノ物品一歳ノ産出并価値」とあり、例えば与良郷では米三三〇石、一斗につき代価八錢四厘五毛のように名称、年間の産出量、価値が記される。この数値もすべて陸軍省の指示にもとづく。五穀から薩摩薯蕷の農産物、板や材木の林産物、魚・海藻の海産物、織物や紙・醤油の加工品など幅広く八八種にのぼる。

ほぼ同時期に作成された明治四年「御国内産物高帳」にも、つぎのように三七種の産物と生産量が記される。⁽³⁵⁾

椎茸・布苔・鹿尾菜・木茸・干和布・雲丹・甘海苔・いわし梶切
 干か（干鰯）・木ぶし・天草・砥石・蜜柑・木の実油・煎海鼠・
 干鮑（干鰯別記）・鱧鱈・干烏賊・真烏賊・鰯・塩鯛・小鯛・鱈鯖・
 釣鯖・平鰯・羽魚・鰹・かます・かう灰（空灰）・牛馬骨・種油粕・
 蚕糸・味噌こし・売薬・鶴・あいの魚（鮎）・真珠・茶

椎茸一万二千斤、代二四〇貫目など生産量と販売価格が記され、海産物を中心に、生活用品の味噌こし、肥前田代領の売薬まで把握されている。これを「地理図誌」の物品と比較すると、海産物の烏賊や鱈鯖、真珠などが一致せず、対馬以外の筑前怡土・肥前松浦領の産物が入っていた可能性はある。そして村や国内の消費を含めて全体を把握した「地理図誌」と、あくまでも輸出品として商品価値の高い産物を書き上げた「御国内産物高帳」の目的の相違とも考えられる。

2-2 郡村誌編纂文書群と郡役所差出

長崎県に属した対馬の上県郡、下県郡の郡村誌編纂に関する史料は長崎県引継文書として、長崎県歴史文化博物館が所蔵する。現在の長崎県の他、編纂当時合併していた佐賀県を含めた各郡の郡村誌、村誌図をはじめ、編纂関連の史料が現存する。⁽³⁶⁾ 史料名が「庶務課史誌係事務簿」と統一されており、郡村誌編纂に携わった長崎県庶務課史誌係の文書群である。対馬の郡村誌編纂に関する史料は四点あり、まず①明治一七年「地誌編輯雑書類」は編纂事務全般の史料、各郡の郡役所から提出した②「地誌編輯料上下県郡役所差出書」、各郡の村あるいは村々の代表（戸長）から提出した③「地誌編輯料上県郡戸長差出書類」④「地誌編輯料下県郡戸長差出書類」である。⁽³⁷⁾ 対馬以外には「西彼杵郡各村戸長贈答書束」のように、調査御用係員の実地調査の際に送付された種類の文書もある。⁽³⁸⁾ そして編纂された「上下県郡村誌」二冊が現存する。⁽³⁹⁾

これら史料のなかで最初に県へ提出されたのは、②「地誌編輯料上下県郡役所差出書」である。年代は不明だが、表紙に明治一五年と鉛筆書きされている。内表紙「上県郡・下県郡郡役所差出」にもあるように、この史料は、各村ではなく郡役所が持つ情報を集約して提出したと考えられる。そこには、税地、貢租、戸数、人口、牛馬、舟車、森林、原野、鉾山、郵便所の一〇項目が記される。各村に該当がない項目は、筆軸丸朱印が捺されている。

そして明治一七〜一八年作成の③「地誌編輯料上県郡戸長差出書類」および④「地誌編輯料下県郡戸長差出書類」の、各村に記される「附例」

は、②の情報を転記したものである。また数値記述は、「上下県郡村誌」と同じであるため、この情報を採用したことがわかる。そのため、対馬の郡村誌の情報収集は、まず郡役所が把握する情報、つぎに各村の戸長役場が把握する情報、そして補足調査の三段階といえる。戸長は明治四年の戸籍法により設置、旧庄屋などが任命され、明治二年の町村制施行により廃止された⁴⁰⁾。旧来の庄屋層に比べて行政吏としての性格が強くなったとあるが、庄屋層を中心とした村の情報収集能力を前提にしたと考えられる。

史料中には、明治一六年二月二日上県下県郡長相良正樹から長崎県令内海忠海宛の二三三号文書がある。それによると明治一五年五月二六日の県からの一九五号達により、「史誌編輯用書類取調進達仕候、期限超過仕候得共、漸々調方手数数ニ涉」とある。郡村誌編纂用の史料提出を指示されたが、調査に手間取り期限が過ぎたと述べる。文書に続いて、上県郡・下県郡全体の合計、記述、上県郡各村（佐護・大増）、下県郡各村（棧原町・志多留）の情報が記される。

①「地誌編輯雑書類」には、明治一七年一〇月一八日上下県郡の実地巡回の備品購入、人足賃の記事がある。明治一八年五月一六日には、厳原支所より四月二七日の実地巡回時の質問への回答（嵯峨村の字フリ月、ミシラキ、カトウの田畑山林反別、横浦、仁位、千尋藻村の内容）が記される。この時期に実地巡回が行われ、編纂が大詰めであったといえる。そして明治一八年五月三〇日には、上県郡村誌五九枚、下県郡村誌一七一枚の謄写何が出ており、府県による編纂が終了し政府へ引き継ぐ直前に、長崎県用に郡村誌を謄写したと考えられる。県では

謄写直前まで実地巡回し、問い合わせの上、修正したことがわかる。

2-3 「地誌編集用取調項目」と戸長差出書類

①「地誌編輯雑書類」には、明治一六年三月二〇日と推定できる「地誌編集用取調項目」が掲載される。社寺、池沼、堤塘、飛地、島嶼、暗礁、物産、民業の項目記載雛形と、朱書の詳細指示である。例えば、「社寺」には「右ハ明治十二年六月現在調明細帳ニ記載ノ分ヲ列記ス、且神社ノ祭日ハ陽曆陰曆ノ別ヲナシ、寺院住職ハ現今ノ所ヲ記ス、然シテ某庵某堂ノ類モ寺ノ部ニ準記ス可シ」とある。明治一二年の神社明細帳は、現存する「神社明細帳 対馬国上県郡」「神社明細帳 対馬国下県郡」と考えられる⁴¹⁾。

また「物産」には「右物品欄内工動物植物等ヲ記スルハ、只其種別ヲ示スノミニテ、其町村ニ産スル物品ハ、即チ米幾石・牛幾頭・傘幾本・蜜柑幾類・何紙幾締等一々物名ヲ記ス可シ、然シテ其年度ハ明治七年中ノ調ニ拠ルト雖モ、星霜ノ久シキ調査ニ由シナキ分ハ、現今ノ比例ヲ以テ記スルモ妨ケナシ」とある。動植物の種別ではなく、各町村の物品名と生産量を記すよう指示している。これは、明治八年「皇国地誌編集例則」の「物産」に、「動物。（質ノ美悪如何出来高ノ多少幾何。某地ニ輸送ス等ノ類。）植物。（上ニ做へ。）器用。（上ニ做へ。）飲食。（上ニ做へ。）其他製造物。（上ニ做へ。）」とある区分のことを示すと思われる。また後半には、明治七年調査時点の生産量とあるが、時間が経過しているので、より正確な現在の生産量に変更するよう指示している。これは、「京都府地誌（綴喜郡村誌）」の「郡村誌編輯例言」にも、

「税地貢租ハ明治八年中ノ収納高二係ル、物産モ亦同年ノ出来高トナス、戸口人数牛馬舟車ハ例則追補ニ照準ス」とあるように、本来の物産の出来高は明治八年分を記すという指示からもわかる。^②

この「地誌編集用取調項目」に指示された項目は、戸長から提出された、③「地誌編輯料上県郡戸長差出書類」にまとめられた。③は様式的にみても、各戸長役場の野紙が使用されていることから、各村の提出原紙をまとめたものといえる。提出情報について、大浦村の事例からみていきたい(表4)。この情報は、戸長提出、附例、寺社提出の三件がある。まず戸長提出は、明治一七年一月大浦村戸長・大浦部が作成しており、項目は、社(字、社格、名称、境内反別、祭日)、暗礁、物産、民業である。文書の上部に寺、池沼、堤塘、飛地、鳥嶼が後筆で記され、朱丸印が捺されている。これは郡役所か県の史誌掛で付記されたもので、該当がない場合に朱丸印で確認できるようにしている。暗礁は「折り瀬礁(東西四十間南北四間、周回八十八間、干潮深四尺、本村白濱岬ヨリ西方海上直径壱町余ニアリ」とある。これに対し周回八十八間に、「過小ノ疑アリ」(朱書)、本村の後に「ノ西北字白濱壇ノ内」、直径が「十間」、最後に「舟航ニ害アリ」(朱書)と追加修正されている。これらはすべて郡村誌に反映されている。墨書と朱書の違いがあるため、別人が複数回の追加修正があったと考えられる。

「附例」は、先述したとおり②「地誌編輯料上下県郡役所差出書」の情報の転記であり、牛馬、船、車、森林、原野、道路、学校、病院、電線、郵便局、鉱山の項目が表にされ、該当する項目に数値・情報な

どが記される。大浦村の場合は、牛馬、船、学校の項目が該当する。各村別に字体が戸長提出と同じなので、郡役所で情報が提供され、戸長側で作成したと考えられる。

寺社提出は、明治一八年一月地主神社祠掌武末儀一郎が作成しており、項目は、所在地名、社格、神社名、祭神、由緒である。寺院では、豊村慶龍院の場合、所在地名、本末、寺院名、宗派、本尊、由緒が記される。

2-4 郡村誌編纂の過程と神社・物産

神社に関して、戸長が提出した「社ノ部」は、「字内ノ際、社格無格社、地主神社境内反別四畝歩東西十五間南北八間、祭日陰曆六月十一日十一月一日」とある。「チヌシ」と読みが朱書されている。また祠掌の提出では、「無格社地主神社、祭神大国主神、由緒不詳」である。これらの情報を統合して、郡村誌では「地主神社(雑社々地東西十五間南北八間、反別四畝歩、村ノ中央字内ノ際ニ安置ス、祭神大国主神由緒不詳、祭日陰曆六月十一日十一月一日)(註へは割書)」となっている。郡村誌編纂では、字に村内の位置を入れ、社格を記入しないという違いがある。また他村では、祭神が判明した場合や、村社など社格の変化が記入されている場合もある。^④「地誌編輯料下県郡戸長差出書類」の和坂村外一〇か村のように、「神社寺院明細帳」の項目、所在地名、社格、神社名、祭神、由緒、社殿間数、境内坪数・種別、境内社(神社名・祭神・由緒)、信徒人員、管轄庁までの里程、祠掌名が記される。

また大浦村では、戸長提出の物産に、牛二七頭を記入しているが、朱線で削除されている。附例には牡牛二六頭、牝馬二六頭、郡村誌の牛馬項目には、牡牛六頭、牝牛二五頭、牝馬二七頭とあり、戸長、郡役所、郡村誌いずれの数量も相違している。船数も、附例には一九艘とあるが、郡村誌では一三艘と相違する。

物産には、質を示す等級、輸出地名が朱書で追加されている。郡村誌と比較すると、牛以外に甘薯一〇万斤が未記入である。近世の主要作物である甘薯は、他村がほぼ記入され、上県郡内では大浦、飼所、越高の三村のみ未記入なので、何らかの意図があったか、誤記である可能性も高い。物品は、杉六六〇本、大麦三三七石、大豆二四石、小豆一二石、蕎麦二四石、椿実油一石、煎海鼠二五斤、干和布二〇〇〇斤、甘海苔三〇斤、布海苔四〇〇斤と順番が違うが、郡村誌と同じである。煎海鼠から布海苔までは朱書で厳原への輸送も記され、これも郡村誌と同じである。

民業について、戸長提出分は「男農ヲ業トスル者三拾三戸、女百八拾九人男業ヲ補助ス」とあるが、「百八拾九人」に「整テ」という朱書修正が入り、郡村誌では、「男（農業者三十三戸）女（総テ男業ヲ補助ス）」と変更される。

この他に④「地誌編輯料下県郡戸長差出書類」には、「長崎県庁ヨリ厳原支庁迄里程一百一里、上下県郡各村改正里程調」がある。厳原からの各村への里程が記され、大浦村の「二十三里二十八町五十五間」は郡村誌と同じである。長崎県庁への里程一〇一里が追加され、郡村誌では、「百二十四里二十八町五十五間」となる。続く「上下県郡各村々

継里程調」には、村間の里程が記される。大浦村は、豊、鰐浦、泉村の三村であるが、郡村誌では、古里、比田勝、濱久須、久須、河内の五村が追加される。なおいずれも郡村誌では方位が追加されている。

2―5 近世の地誌利用と新たな歴史の記録

以上みてきた編纂史料に含まれない、編纂過程の不明な項目のなかで判明するのが、沿革や古跡に引用される地誌や歴史書である。大浦村の場合、沿革では「津島紀事」や「海東記」、古跡の撃方山城では「津島紀事・津島史略・対馬紀略・続日本紀」である。複数引用される「津島紀事」「津島紀略」は先述したが、「海東記」とは、一四七一年成立の朝鮮の申叔舟編「海東諸国記」で、朝鮮・日本、壹岐・対馬・琉球の地理情報、交流の歴史を記している。いずれも対馬に関する地誌や歴史書を参考にした記述となっており、これらの書物を利用可能な人物、対馬において学問に通じた人物が関与したと考えられる。

また一方で幕末から明治にかけての、新たな地域の歴史を記録する場合がある。対馬宗家の祖安徳天皇の事例である。対馬藩主宗家は、桓武平氏を名乗り、祖を平知盛としてきたが、文政期に安徳天皇へ変更し、明治期に入り陵も対馬に所在するとして政府に認定を働きかけている。⁴³⁾

すでに明治五年「地理図誌」段階で、与良郷に「安徳天皇山陵」の項目を設けている。ここでは、まず安徳天皇の壇ノ浦から彦山、黒川への移動、天皇の長子重尚の阿比留討伐、その後の天皇の筑前吉井から対馬への移動、崩御後の山陵までが記される。その上で、山陵は二ヶ

項目	内容	情報源
18 道路	比田勝村道〈里道ニ属ス、村ノ西南字濱在所ヨリ起リ、大浦川ニ沿ヒ廻リテ東行シ全村界ニ至ル、長凡二十丁幅四尺〉豊村道〈全上村ノ中央字内ノ際ニテ比田勝村道ヨリ分レ東北行シテ全村界ニ至ル、長凡十丁幅三尺〉古里村道〈全上村ノ東方字阿香ニテ比田勝村道ヨリ分レ、屈曲東行シテ全村界ニ至ル、長凡十二丁幅三尺〉濱久須村道〈全上村ノ東方字成内原ニテ比田勝村道ヨリ分レ南行シテ全村界ニ至ル長凡八丁幅三尺〉久須村道〈全上村ノ中央字柿ノ木畑ニテ比田勝村道ヨリ分レ南行シテ全村界ニ至ル、長凡三丁幅四尺〉鱈浦(ワニウラ)村道〈全上村ノ西南字際ノ山ヨリ起リ西北行シテ海岸ニ沿ヒ、字千ノ浜ニ至リ折レテ東北行シテ全村界ニ至ル、長凡十丁幅三尺〉	
19 暗礁	折(ヲリ)瀬〈東西四十間南北四間、周回八十八間、干潮深四尺満潮深一丈一尺、村ノ西北字白濱壇ヨリ西方海上直径十間ニ在リ舟航ニ害アリ〉	②「地誌編輯料上県郡戸長差出書類」
20 社	地主(チヌシ)神社〈雑社々地東西十五間南北八間、反別四畝歩、村ノ中央字内ノニ安置ス、祭神大国主神、由緒不詳、祭日陰暦六月十一日・十一月一日〉	②「地誌編輯料上県郡戸長差出書類」
21 学校	公立佐須奈学区大浦分校〈村ノ西南字在所原ニ在リ、生徒男八人女二人〉	
22 古跡	撃方(ウツカタ)山城跡〈位置山ノ部ニ詳シ、後陽成天皇ノ文禄年間征韓ノ役起リシトキ、豊大関式部少輔毛利高政ヲシテ対馬ノ軍事ヲ監セシメ、城郭ヲ此山ニ城ク山上ニ夷地三所アリ石壁ノ形今僅ニ存ス、又旧井アリ土俗之ヲ毛利ノ古城ト云、津島紀事云撃方山西陰東夷絶嶺覽海上南及琴崎西達井口、古置烽燧防衛、天正辛卯毛利高政因遺跡築城故、或称城山山東曰城腰南曰乘馬馳道山腹有井方五尺下、又有井相距三四十歩今稍填塞謂之井幹(イガワノ)際、下流名城川抵豊入海、又有馬洗川云々、津島史略云文禄元年春三月前軍將小西行長・松浦鎮信・有馬晴信・大村喜前・五島純玄航海十二日泊府浦、十三日公(義智)令玄蘇従行長、二十三日行長陸行赴豊崎、二十九日公將兵五千發府浦(中略)、是日入大方浦、晦日鴨瀬浦、四月朔至泉、二日泊大浦、四日與行長会、七日脇坂安治来大浦檢軍船、十一日東北風順公船將發行長不従、十二日公及行長等發大浦戰船凡七百余、十三日攻釜山云々、撃方山ノ西麓ヲ大浦ト云フ上ニ言フ所即チ是レナリ、対馬紀略云大浦文禄攻韓之時為要津云々、大浦ノ西口ヲ竹ノ浦ト云フ、続日本紀ニ渤海使対日發弊邑指対馬竹室之津遭風漂到越前国云々、所謂ル竹室之津ハ是レナリ、細川幽齋撃方山ヲ詠ズル歌アリ曰、白波のうつかた山のしほ風に、すぐしさそふるゆふだちの雨)神照寺跡〈村ノ西南字濱在所ニ在リ、紫雲山ト号ス、曹洞宗タリ、明治四年廢棄堂宇今学校ニ充ツ〉	津島紀事、対馬史略、対馬紀略、続日本紀
23 物産	大麦三百三十七石(中等)大豆二十四石(上等)小豆十二石(同)蕎麦二十四石(中等)杉六百六十本(全)椿油一石(上等)煎海鼠二十五斤(中等)干和布二千斤(全)甘海苔三十斤(上等)布海苔四百斤(中等)〈以上五品総テ敵原港ニ輸送ス〉	②「地誌編輯料上県郡戸長差出書類」
24 民業	男〈農業者三十三戸〉女〈総テ男業ヲ補助ス〉	②「地誌編輯料上県郡戸長差出書類」

凡例：太字-引用史料名、下線-該当部分、()-ルビ、◁-割書、/-改行
 出典：「上下県郡村誌」長崎県歴史文化博物館所蔵、13 13-11-12

表4 大浦村の郡村誌記述

項目	内容	情報源
1 (沿革)	本村上県郡豊崎郷ニ属ス/大小区ノ時大增村ニ同ジ	
2 (歴史)	津島紀事云上県郡西辺巨港也、故名藤仲郷云、古所謂竹生津而西陲防衛之一称之大浦者本郷西面大津故也、土俗去浦呼於保近古大浦河内左河内謂之大三浦云々、海東記ニ吾温浦ニ作ル	津島紀事、海東記
3 疆域	北ハ鰐浦村及豊村ト撃方山金面岳等ヲ以テ界シ、東ハ泉村・古里村・比田勝村等ト山林ヲ以テ界シ、南ハ濱久須村・久須村・河内村等ト全上ヲ以テ界シ、西ハ外海ニ瀕ス	
4 幅員	東西凡十八丁二十間、南北凡二十四丁三十間	
5 管轄沿革	巖原市街ニ全ジ	
6 里程	〈村ノ西南字濱在所原ナル神照寺跡学校ヲ元標ニ仮定ス〉長崎県庁ヨリ子位百二十四里二十八町五十五間、巖原支庁ヨリ丑位二十三里二十八町五十五間、隣村鰐浦村ヘ丑位一里十三丁十九間、全豊村ヘ寅位一里十一丁六間、全泉村ヘ東方一里六丁四十九間全古里村ヘ東方凡一里十丁、全比田勝村ヘ辰位一里、全濱久須村ヘ巽位凡一里半、全久須村ヘ全位一里十六丁三十九間、全河内村ヘ申位七丁二十七間	県庁、支庁間数②「地誌編輯料上県郡戸長差出書類」
7 地勢	本郷ノ巨村ニシテ延長ノ地形ヲ為シ、東西南ノ三面ニ丘陵ヲ負ヒ、唯西方開イテ海浦ヲ扣ク、運輸不便薪炭乏シカラズ	
8 地味	其色黒其質軽沙、稲梁ニ悪ク桑茶ニ適シ麦種甘薯亦可ナリ、水利乏ク時々旱ニ苦ム	
9 税地	田反別二反八畝六歩、畠十八町十歩、宅地三反九畝十三歩、山林七十二町六反三畝十八歩、総計九十一町三反一畝十七歩/改正反別田五反四畝歩、畑三十七町五畝歩、宅地一町八反四畝十六歩、山林百七十七丁九反八畝八歩、総計二百十町四反一畝二十四歩	①「地誌編輯料上下県郡役所差出書」
10 字地	濱在所・浜在所原・寄目原(ヨリメ)・柿ノ木畑・瀬戸原ノ陰・瀬戸原ノ陽・成内原(ナルウチバル)〈以上村ノ南部ニ在リ、北ハ採ノ山・冷水・島畑・内ノ採・道岸原・阿香(アカウ)、比田勝道ニ東ハ比田勝村ニ、南ハ濱久須村・久須村・河内村ニ界シ、西ハ海ニ瀕ス、東西凡四丁四十間、南北凡十一丁〉比田勝道・阿香・道岸原・内ノ採・手打原ノ陰・手打原ノ陽・島畑〈以上村ノ東部ニ在リ、東ハ古里村・泉村ニ、北ハ豊村ニ、西ハ冷水・寄目原・瀬戸原陽ニ、南ハ成内原及比田勝村ニ界ス、東西凡十一丁、南北凡六丁四十間〉冷水・採(サエ)ノ山・浮浜(ナギハマ)・千(チ)ノ浜〈以上村ノ中央ニ在リ、東ハ手打原陽・島畑ニ、北ハ豊村及鰐浦村ニ、西ハ関戸ノ浦ニ、南ハ濱在所原・濱在所ニ界シ、且海ニ瀕ス、東西凡七丁四十間、南北凡六丁四十間〉関戸(セキト)ノ浦・竹ノ浦・白浜壇(シラハマダン)〈以上村ノ西北部ニ在リ、東ハ千ノ浜ニ、北ハ鰐浦村ニ、西及南ハ海ニ瀕ス、東西凡六丁四十間、南北凡七丁三十間〉	
11 貢租	地租(米八斗四升四合/麦八十五石五斗二升七合) 総計八十六石三斗七升一合/国税金二十一円五十五銭/改正租金百六十円十三銭七厘	①「地誌編輯料上下県郡役所差出書」
12 戸数	本籍三十戸(士族十八戸/平民十二戸) 総計	①「地誌編輯料上下県郡役所差出書」
13 人数	男八十五口(士族五十四口/平民三十一口) 女九十五口(士族六十口/平民三十五口) 総計百八十口	①「地誌編輯料上下県郡役所差出書」
14 牛馬	牡牛六頭、牝牛二十五頭、総計三十一頭、牡馬二十七頭、総計	①「地誌編輯料上下県郡役所差出書」
15 舟車	日本形船十三隻(五十石未満船) 総計	①「地誌編輯料上下県郡役所差出書」
16 山	撃方(ウツカタ)山(高凡九十間周囲凡一里半、村ノ北方ニ在リ山脈東南古里村ニ引ク、嶺上ヲ三分シテ東北ハ豊村ニ西北ハ鰐浦村ニ南ハ本村ニ分属ス、樹木疎立登路二条アリ一ハ山ノ南麓字浮浜ヨリス凡五丁險而近、一ハ山ノ北麓鰐浦村ヨリス凡八丁易ニシテ遠シ、山ノ東麓ヨリ一水ヲ発シ豊村ニ入ルモノヲ城ノ川ト云、山中砦跡アリ古跡ノ部ニ出ヅ、山ノ東方別ニ一峯ヲ秀出シ其脈本山ヨリ延クモノヲ金面(カナツラ)岳ト云フ、本山ニ比スレバヤ、高シ、然レドモ其ノ著名ナルニ至テハ本山ニ及バズ)	
17 川	大浦川(三等、平時水ナシ降雨ノ時暴出ス、広処十二間狭処三間舟筏不通、水源ハ村ノ東方古里村界字阿香ノ山間ヨリ起リ西流シテ他ノ数水ヲ併セ、字濱在所ニイタリ海ニ入ル長凡ソ三十丁)	

所久根村高野、内山村高野にあり、社殿はなく積石の墳墓で、明治二年藩庁より進達し、教部省より明治六年の山陵守護を二か村に命じる達書本文を掲載している。しかし小茂田神社の宗助国碑文や宗氏家譜の知宗の子重尚と比較し、記述の違いに疑問を呈している。また佐須郷久根村の「安徳天皇山陵」には、無文の石柱の存在、面積が記載され、原由は与良郷に記すとされている。

「上下県郡村誌」久根田舎村の「陵墓」には、「安徳帝御陵見込地」として、つぎの通り陵墓の営繕状態、安徳天皇を始祖とする宗家の歴史、これまでの陵墓認定運動が詳しく記される。

封土ノ高三尺其上ニ山石ヲ樹ツ、高三尺可リ傍櫻樹三株アリ、境内東西十二間南北二十五間反別六畝廿八歩、村ノ西北字補陀洛山ノ内小字皇家（クワウヤ）ノ山腹ニ在リ、明治十七年十二月安徳帝御陵墓見込地宮内省卜書シタル禁標ヲ建テ、且四周柵ヲ設ケ以テ人ノ漫リニ入ルコトヲ禁ズ（後略）

山陵候補は二か村であったが、明治一二年の長崎県の発掘調査により、久根田舎村に限定された⁴⁴⁾。

これを京都府山城国愛宕郡と比較すると、京都府は陵墓の数が多きが記事の分量が少なく、対馬は分量・内容ともに詳細であり、当時の陵墓認定運動を背景にした記述であったことがわかる。郡村誌には、明治一七年一二月の安徳帝御陵墓見込地の禁標設置の記事もあり、編纂完了直前の情報まで記される。この時期は、安徳天皇の陵が明治

二二年下関赤間宮へ治定決定する前であり、見込地に認定された時期でもあるので、久根田舎村、上下県郡が意図的に情報を提供し記入させた可能性が高い。

同じように巖原市街の天神々社、国府平神社の祭神として、つぎの記述がある。

天神々社（村社、郷社和多都美神社境内ニ安置ス、祭神安徳天皇、菅原道真、由緒社説ニ曰ク養和帝文治ノ乱ヲ避ケ都ヲ出サセ玉ヒ暫ラク筑紫ニ潜シ、後筑紫ノ吉井ヨリ本州ニ渡御大内山皇家（クワウヤ）ノ地ニ迁居シ玉ヒ、終ニ其地ニ崩ズ

国府（コフノ）平神社（村社々々地東西十間七合南北十七間三合反別六畝六歩、市街ノ西市今屋敷丁小字国府平ニ安置ス、祭神安徳天皇、宗義智、由緒社説ニ曰天皇ノ由緒ハ天神々社ト同ジ、寛政十一年天皇ノ霊ヲ齋キ奉リテ護国大明神ト称ス

いずれも祭神安徳天皇の記述であるが、天神々社では対馬潜行の過程と陵の場所、国府平神社では、寛政期の勧請の経緯が記される。国府平神社は、文政期における宗家の始祖調査の過程で見え、安徳天皇を祭神とする久留米水天宮から勧請したことがあきらかになっている⁴⁶⁾。このように郡村誌は、近世の地誌を利用し歴史を記述する場合と、新しい歴史を記述し、その内容を固定するための新たな地誌として利用される可能性があった。

おわりに

対馬の地誌資料に関する詳細な比較をした結果として、以下の点をまとめとしておきたい。まず各史料における村の情報の把握方法をみていくと、近世から近代への継承が判明する。元禄一六年「対州郷村帳」は、郡奉行を勤め学者でもあつた対馬藩士陶山訥庵が編纂しており、村の情報を藩が収集した。明和九年「公儀役人廻村ニ付村々ニ而答書」は、幕府の長崎俵物方が各村へ廻村して現地で収集した情報であり、情報の精度に差がある。また文久元年「八郷村々惣出来高等調帳」は、これも幕府役人の来島を契機に藩の郡奉行所が作成し、「対州郷村帳」と同じく村の情報を藩が収集した。明治一八年の「郡村誌」は、①戸長・神社など各村から提出された情報、②郡役所が収集していた情報、③長崎県が再度現地で確認した情報、④対馬または長崎の学者系の人物が関与したと考えられる前近代に編纂された地誌や歴史書類の情報の集積といえる。いずれも近世における①村からの情報、②藩・郡奉行のもとにあつた情報、③幕府役人が現地を廻村して収集した情報、④学者陶山訥庵の情報・編纂視点と重なり、郡村誌は近世地誌、村明細史料を「知」・「国家」・「情報」のそれぞれの領域において継承したといえる。

これらの村落単位での地域把握は、安永五年の存寄書にあるように、地方功者の役人による精密な対応・調査の積み重ねであつたといえる。藩側でもその重要性に気づき、日朝貿易の衰退による財政難の時期に見いだしていく。それは、陶山訥庵が実行した猪狩令にみられる獣害対策など飢饉・自然災害、貿易衰退などの経済問題への対応としての

地域把握が、村落単位での地域把握を進展させたのである。

明治に入り、全国事業として郡村誌編纂が進められたが、近世の地域把握が継承された。さらに、安徳天皇という新しい歴史も地域に組み込み、固定化するための新たな地誌として利用される機能も持っていた。各地の近世の地誌や村明細史料、明治の郡村誌の編纂・内容を比較分析することにより、多様な視点を見出すことが可能である。また豊富な郡村誌の記述内容は、現在の各地域の地理・歴史を分析する上でも貴重な資料であり、今後は近世の地誌の内容と比較し地域史研究を進めたい。

追記 本稿は二〇一七年度、総合地球環境研究所実践FS（機関連携型）「ヒト・自然・地域ネットワークの再構築：ナラティブとアクションリサーチをつなぐ数理地理モデリング」（研究代表者村山聡）の研究成果の一部である。また第六〇回歴史地理学会大会（愛知教育大学、二〇一七年六月一七日）の自由論題で、東昇・村山聡「近世・近代対馬における地誌と村明細史料―編纂過程の比較史」として報告した内容を基に、筆者部分を加筆修正したものである。

- (1) 東昇①「対馬藩の御内書、老中奉書の選別―一八世紀後期における文書管理の転換―」「アーカイブズ学研究」七、二〇〇七、七二―八九頁、②「対馬藩の御内書・老中奉書の管理について―文書箱と「年寄中預御書物長持入日記」」「九州国立博物館紀要 東風西声」二、二〇〇六、三六―六五頁、③「対馬藩の文書管理の変遷―御内書、老中奉書を中心に―」「国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政文書の管理と保存』岩田書院、二〇〇八、九三―一二〇頁、④「対馬宗家における朝鮮通信使文書の管理―文化度通信使における読み仮名、読み下し文書―」「朝鮮通信使研究」八、二〇〇九、八一―九一頁、⑤「『対馬・宗氏と安徳天皇陵墓―「宗家文庫」の新資料―』、交隣舎、二〇一四年、⑥「対馬藩における文化九年「毎日記」の引用・書き分けと職務」国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、二〇一五、二二五―二四六頁、⑦「文政期筑肥における対馬宗家の神祖調査と史料認識」『柳川古文書館三〇周年記念論集』、二〇一七、六九―七九頁。
- (2) 東昇①「明治前期「村誌」の情報化」京都府立大学文化遺産叢書三『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図―地域文化遺産の情報化―』二〇一〇、一七二―一九〇頁、②「城陽地域の「村誌」の情報化―』二〇一三、二七五―三〇四頁、③「近代における青谷地区の梅栽培と梅林の歴史形成―城陽地域の「村誌」編纂と物産―』同前二六四―二七四頁、④「京都地域情報・文化遺産データベースの企画―目録データと歴史資料―」東昇編『京都地域情報・文化遺産データベース

- の企画・展開・活用―明治期の「郡村誌」と近世村町別文書一覽―』二〇一三、一―二七頁、⑤「「郡村誌」からみた明治一六年（一八八三）頃の上賀茂村の様子」藤原英城編『現代版「京童」へのアプローチ』国際京都学「研究における京都府立総合資料館所蔵古籍活用の可能性」京都府立大学文学部、二〇一四、二五―二七頁、⑥「京都地域情報・文化遺産データベースの展開と活用―「郡村誌」と愛宕郡統計地図―」東昇編『京都地域情報・文化遺産データベースの展開・活用―「郡村誌」の地図化と二ノ瀬・岡崎を事例に―』二〇一四、一―九頁、⑦「明治前期下鴨村における歴史・神社・古跡・名勝の記録―明治一六年「郡村誌」調査―」藤原英城編『京都名所記の誕生―京都府立総合資料館所蔵古籍活用と「国際京都学」へのアプローチ―』京都府立大学文学部、二〇一五、三八―四〇頁、⑧「幕末・明治期の加佐郡・堂奥村における桐実生産」京都府立大学文化遺産叢書一『舞鶴地域の文化遺産と活用』二〇一六、一四〇―一五六頁。
- (3) 東昇「近世近代移行期の天草郡における村明細史料と地域情報」『京都府立大学学術報告』人文六九、二〇一七、一六一―一七七頁。
- (4) 藤田正「愛媛県の『皇国地誌』編纂」『近代日本の政治と社会』岩田書院、二〇〇一、四〇一―四三二頁。
- (5) 重田正夫「埼玉県における皇国地誌の編輯過程」『文書館（埼玉県立文書館）紀要』一八、二〇〇五、一三―四六頁。
- (6) 『日本歴史地名大系 長崎県』、ジャパンナレッジ版。
- (7) 森山恒雄「対馬藩」『長崎県史』、一九七三、八一七、八九六―八九九頁。
- (8) 宗家文庫には、村明細帳も存在するが、肥前国松浦郡、筑前国怡土

郡の宝曆、文政期のもので、対馬国内では確認できない（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、宗家文庫、記録類Ⅰ怡土松浦B土地関係五二～八一）。

〔9〕「文献解題」『日本歴史地名大系 長崎県』。

〔10〕鈴木棠三『津島紀事』下、東京堂出版、一九七三、七六～八八頁。

〔11〕原本は確認できていない。『日本歴史地名大系 長崎県』にある「対州鄉村帳」という名称で、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵資料には確認できないため、各項目の内容は「新対馬島誌」（森山恒雄「対馬藩」九六八～九七三頁）の全八郷一覧表のデータを利用した。

〔12〕森山恒雄「対馬藩」八九九頁。

〔13〕森山恒雄「対馬藩」九七六頁。

〔14〕『日本経済叢書』四、一九一四、日本経済叢書刊行会、六五～七〇頁。

〔15〕森山恒雄「陶山鈍翁」『国史大辞典』ジャパンナレッジ版、同「対馬藩」、九七七頁。

〔16〕森山恒雄「陶山鈍翁」。

〔17〕長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、宗家文庫、記録Ⅰ表書札丁①三二。

〔18〕小川国治「俵物」『国史大辞典』。

〔19〕「浚明院殿御実紀」九『徳川実紀』七（『統国史大系』一五）経済雑誌社、一九〇四、一四八頁。

〔20〕小川国治「俵物」。

〔21〕「真常院公御実録草稿七」九州国立博物館所蔵、対馬宗家文書三八―一九一。

〔22〕森山恒雄「対馬藩」二〇四六～一〇四七頁。

〔23〕九州国立博物館所蔵、対馬宗家文書三八―一三一「常院公御実録草稿一」、三八―一五一「真常院公御実録草稿三」、三八―一八一「真常院公御実録草稿六」。

〔24〕長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、宗家文庫、記録Ⅰ郡奉行Ⅰ一〇。

〔25〕『峰町誌』一九九三、九五五～九五七頁。

〔26〕対馬藩の移封論は、明和年間に杉村直記が貿易衰微のために国替を主張したのをはじめ、安政期に海防・開港問題を追加し杉村伊織が再び主張し、このボサドニック号事件により進展した。藩内にも反対意見があったが、文久元年の幕府調査も移封論に否定的であった（森山恒雄「対馬藩」一一二二～一一二三、一一二六～一一二七頁）。

〔27〕森山恒雄「対馬藩」一一五八～一一六一頁。

〔28〕『峰町誌』九五七～九六九頁。

〔29〕森山恒雄「対馬藩」九〇六～九〇七頁。

〔30〕森山恒雄「対馬藩」一〇〇三頁。

〔31〕対馬には、現在も在来馬八種のひとつ「対州馬」が飼育されている。

〔32〕福岡県史 近代史料編 福岡県地理全誌 一～六、西日本文化協会、一九八八～一九九五、柚山俊夫「愛媛県編「地理図誌稿」と「地理図誌」について」（上・下）『伊予史談』三四二・三四三、二〇〇六、二二～三五頁、一八～二九頁、『伊予国地理図誌』東予、『伊予国地理図誌』中・南予、伊予史談会、二〇〇九。

〔33〕長崎県歴史文化博物館所蔵、一三一七―一三一八。

(34) 石田龍次郎「皇国地誌の編纂―その経緯と思想―」一橋大学研究年

報『社会学研究』八、一九六六、九〇―一頁。

(35) 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、宗家文庫、記録類四経済財政九
―五。

(36) 長崎県では、上下県郡・北松浦郡・南松浦郡・西彼杵郡・東彼杵郡・
石田郡・南高来郡、佐賀県では、三根郡・小城郡・基肄郡・養父郡・
神埼郡が現存する。

(37) 長崎県歴史文化博物館所蔵、①「地誌編輯雑書類」(二三三―一)、

②「地誌編輯料上下県郡役所差出書」(二三三―一)、③「地誌編輯料
上県郡戸長差出書類」(一三五四―一)、④「地誌編輯料下県郡戸長
差出書類」(一三五四―二)。

(38) 長崎県歴史文化博物館所蔵、「地誌編輯雑書類」。

(39) 長崎県歴史文化博物館所蔵、「上下県郡村誌」(二三三―一・一二)。

(40) 大島太郎「戸長」『国史大辞典』。

(41) 長崎県歴史文化博物館所蔵、上県郡(一一一八五―一)、下県郡(一一
一八七―一)。

(42) 京都府立京都学・歴史館所蔵、京都府地誌一二。

(43) 東昇「明治期における対馬の安徳天皇陵墓認定運動」『長崎県
文化財調査報告書二〇九 対馬宗家文庫史料絵図類等目録』、
二〇一二、三六七―三七七頁。同『対馬・宗家と安徳天皇陵―宗家文庫―
の新資料―』。

(44) 東昇『対馬・宗家と安徳天皇陵―宗家文庫―の新資料―』三五頁。

(45) 東昇「京都地域情報・文化遺産データベースの展開と活用―郡村

誌」と愛宕郡統計地図―」一―九頁。

(46) 東昇「文政期筑肥における対馬宗家の神祖調査と史料認識」六九―
七九頁。

(二〇一八年十月一日受理)

(ひがし のぼる 文学部准教授)